

千葉県告示第678号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和4年8月15日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
ハッピーテラス千葉中央教室 千葉市中央区中央3丁目9番13号	株式会社プラス・シー 千葉県木更津市請西二丁目24番4号 代表取締役 福原 正史	令和4年9月1日	1250102124	放課後等デイサービス